

「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」 設置要綱

1 目的

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）第3条第2項において、国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしていることを踏まえ、除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略、再生利用の促進に係る事項等について検討を行うため、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」（以下「検討会」という）を設置する。

2 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 減容・再生利用に係る技術開発戦略に係る事項
- (2) 再生利用の促進に係る事項
- (3) その他、減容・再生利用技術の開発等に関して必要となる事項

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、環境省環境再生・資源循環局長が、上記2の検討事項に関する学識経験者（別紙）の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の座長は、委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故等があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (5) 専門の事項を検討するため必要があるときは、検討会にワーキング・グループ又は臨時委員を置くことができる。
- (6) 検討会は、必要に応じ関係者から意見聴取を行うことができる。

4 事務

検討会の事務は、環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室が行う。

5 その他

- (1) 検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより委員間の率直な意見の交換、事業者の技術情報等の適正な管理が損なわれるおそれがある場合、その他座長が必要と認める場合については、非公開とすることができる。
- (2) 検討会の運営に関し本設置要綱に定めのない事項については、必要に応じ別途座長が定める。

「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」
委員名簿

(五十音順)

| | 氏名 | 所属 |
|----|-------|---|
| 1 | 石井 慶造 | 国立大学法人 東北大学 名誉教授 |
| 2 | 石川 雄章 | 国立大学法人 東京大学大学院 情報学環 特任教授 |
| 3 | 石田 聡 | 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門 地域資源工学研究領域 地下水資源 ユニット ユニット長 |
| 4 | 大迫 政浩 | 国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター センター長 |
| 5 | 勝見 武 | 国立大学法人 京都大学大学院 地球環境学堂 教授 |
| 6 | 佐藤 努 | 国立大学法人 北海道大学 大学院工学研究院 環境循環システム部門 資源循環工学分野 教授 |
| 7 | 高橋 隆行 | 国立大学法人 福島大学 環境放射能研究所 副所長 共生システム理工学類 教授 |
| 8 | 高村 昇 | 国立大学法人 長崎大学 原爆後障害医療研究所 国際保健医療福祉学研究分野・教授 |
| 9 | 細見 正明 | 国立大学法人 東京農工大学大学院 工学研究院 応用化学部門 教授 |
| 10 | 宮武 裕昭 | 国立研究開発法人 土木研究所 地質・地盤研究グループ 施工技術チーム 上席研究員 |
| 11 | 油井 三和 | 独立行政法人 国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校 化学・バイオ工学科 特命教授 |